

看護研究上のモラルに関する提言

日本看護科学学会看護倫理検討委員会
平成 19 年 6 月 20 日

日本看護科学学会看護倫理検討委員会は、第 26 回学術集会において「成果主義の時代に、今、改めて研究の倫理を考える」と題した交流集会を実施した。

研究データの改ざんや研究資金の不正使用など、研究者のモラルの欠如が社会問題化している。その背景の一つには、研究の質よりもむしろ量が成果指標として問われており、それが健全な競争ではなくモラルを逸脱した競争に結びついていることが挙げられよう。この交流集会は、日本学術会議の「科学者の行動規範」に関する調査結果等をふまえながら、看護研究者のモラルを見直すことを目的に主催したものである。

看護界では、幸いなことにこのような問題は顕在化していないが、研究を進める上で研究者としてのモラルを問われる場面は多々あると思われる。そのような場面を表に出し、どのように判断することが研究倫理上適切なのかを議論するために、交流集会では参加者（65名）にグループワークをしてもらった。

その結果、社会問題化するには至らないが、研究者として倫理的判断が難しいといった問題や、倫理的疑問を感じながらもその組織の慣習や指導者・上司の方針に従わざるを得ないといったジレンマを抱えているなどの事例が参加者から挙げられた。以下に、参加者から挙げられた問題点のまとめを提示する。尚、交流集会では、出された問題の一部について、カリフォルニア州立大学サンフランシスコ校・長野県立看護大学の名誉教授アン・デービス氏による解説が得られ、参加者の疑問が払拭できた問題が多々あったことを特筆しておく。

1. 研究倫理審査について

- ・ 研究倫理審査の審査基準が不透明である。
- ・ 審査結果に対して異議申し立てをする仕組みがない。

2. 研究メンバーの構成について

- ・ 研究倫理審査に通り易い等の理由で、特定の研究者が名目だけの共同研究者に名を連ねることがある。
- ・ 研究内容を熟知していない研究者の名前が共同研究者あるいは共著者として挙げられている。

3. 看護実践と臨床研究について

- ・ 患者に苦痛が伴う研究を、臨床の担当看護師が行ってよいのか疑問に感じる。

4. オーサーシップ (authorship) について

- ・ 学生の研究に対する指導教員のオーサーシップをどのように考えるのか、あるいは複数の著者がいる場合の順番をどう決めるかなど、オーサーシップに関する倫理的なガイドラインが必要。

5. 研究協力の同意をとる手続きについて

- ・ 研究協力の依頼を受けた組織の長が、研究実施を許可する際に理解しにくい条件をつけたり、正当な理由なく断ったりすることがある。
- ・ 研究協力者からみればネガティブな表現が研究タイトルに入っているときに、協力を拒否される心配から、どこまで詳細に研究内容を依頼文に書くかに迷う。

6. 二重投稿について

- ・ 二重投稿とはどの程度のものをいうのか、その規準がわからない

例 1 他学会で発表したものとほぼ同一の発表（研究実施場所が異なるだけ）が発覚した。

例 2 研究方法や結果の記述はまったく同じで、考察が異なるものが複数の学会で発表されている。

例 3 視点が異なれば複数の論文にしてもよいという指導を受けているが、どこまでなら二重投稿とならずに済むのか基準がわからない。

例 4 国内の学会誌に掲載された論文と同じものを、国外の別学会誌に英文で投稿している。）

7. データの解釈について

- ・ 分析した質的データを研究協力者にフィードバックする場合、その内容が協力者にとってネガティブな場合、ある程度の言い換えをすることは倫理的か。
- ・ 得られた質的データの一部しか協力者から使用許可が得られない場合、データの解釈に無理が生じる。その際、データとして採用すべきかどうか迷う。

8. データ収集に関して-

- ・ 回収率を上げるためにさまざま工夫がなされるが、どの程度の対応であれば倫理的といえるのかわからない。
- ・ 研究協力者にケアが必要な場面において、研究を優先させるべきかケアを優先させるべきかに迷う。

9. データの保存に関して

- ・ 研究修了後は速やかに破棄することが一般的になっている。しかし、むしろ協力者の権利を守ったり、研究に責任を持ったりするという意味を考えれば、一定期間保存する方が倫理上正しいのではないか。

これまで、研究倫理に関しては、研究開始を許可するための研究倫理審査体制の整備の観点からの取り組みが主になされてきた。しかし、以上の結果から、研究開始後にも求められる研究者としてのモラルおよび倫理的判断の基準についても、検討・議論していく必要性が明らかになったので、ここに提言を行う。

【提言】

これまででは、研究者の常識として済ませてきたことの中に、研究者間で見解や感受性の異なるものがあることが明らかになった。研究を進める上で自らが疑問に思ったことや、他者の研究を見聞きする中で疑問に感じたことなどについて確認する場が求められている。そのため、基礎教育の中で研究倫理の視点を育てること、疑問を表出できる研究者間の風土を作り上げることが早急に求められる。

具体的には、以下のような提言を挙げたい。

1. 研究倫理委員会の委員には、研究倫理の視点に長けた人物を選出すること
2. 研究倫理委員会の審査に不服がある際には、不服申し立てを受け付ける仕組みを設けること
3. 各学会および研究機関は、データ改ざん・ねつ造・盗用などのミスコンダクトや二重投稿をチェックするシステムをつくること
4. 各学会および研究機関は研究倫理上での戸惑いについてスーパーバイスが得られる仕組みをつくること
5. 研究実施者は、研究協力機関が対象者に研究参加を強制することないよう、いっそうの配慮をすること
6. 研究者が複数の場合、主任研究者は共同研究者間での連絡を密にとり、オーサーシップを倫理的に定めること
7. 看護実践者が担当する患者を対象者（参加者）とする研究を計画実施するに際しては、看護実践と看護研究の区別を明確にし、研究参加や途中辞退などにおける患者の権利が保障されるよう、具体的に配慮し、施設内の倫理委員会の審査を経ること。これについては、日本看護協会倫理検討委員会が具体的な指針を出しているので、参照すること

以上